# 近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託 優先交渉権者選定公募型プロポーザル 実施要領

## I. 一般事項

### 1. 事業の目的

2027 年東京一名古屋間のリニア中央新幹線の開通による経済効果を最大限に享受し、四日市市が将来にわたり、中部圏域で存在感を発揮し、中核的役割を果たしていくために、近鉄四日市駅・JR四日市駅の交通結節機能を高めるとともに、駅周辺区域の歩行空間を含む空間の高質化を図るため、関係者間の意見交換を行う「中央通り再編関係者調整会議」を設置し、「近鉄四日市駅周辺等整備基本計画」の令和4年3月のとりまとめに向けた取り組みを進めている。この基本計画における中央通りのエリアデザインでは、共通のデザイン方針として「市民の誇りとなる高質な空間の設え」を掲げており、意匠上も高品質な施工が求められている。また、基本計画の検討と並行して、今年度から一部関連工事に着手していく予定であり、一連の工事の施工にあたっては、県下最大の交通結節点において、バス・タクシーの公共交通を供用しながら、沿道への交通影響も最小限かつ短期間に抑えられるよう施工計画を検討する必要がある。

また、施工区域は中心市街地に位置し、駅周辺は交通量も多く、十分な施工ヤードの確保も難しい状況であるが、輻輳する工事間の調整を行いながら、限られた工程の中で、コスト縮減も視野に最良な施工計画の検討を行うことが望まれている。

こうした施工計画検討を進めるためには、施工者の高度な技術・意見を実施設計に反映し、工期 短縮や建設コストの縮減を図る「優先交渉権者技術協力方式」(以下、「ECI方式」という。) を採用し、別途発注している「令和3年度 近鉄四日市駅周辺等整備設計業務委託」等の設計業務 受託者(以下、「設計者」という。)と十分に連携した上で、施工性の観点から技術的・経済的課 題を整理し、最良な施工計画の検討を行うことを目的とする。

### 2. 発注者

四日市市

## 3. 工事の概要

(1) 工事の内容

① 工事名称 近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事

近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託

② 工事場所 三重県四日市市 安島一丁目ほか5町 地内

③ 工事内容 近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事

中央通り再編及び駅前広場整備工事 一式

駅西側円弧デッキ工事 一式

駅東側直線デッキ工事 一式

駅東側円形デッキ工事 一式

配水管工事 一式

管渠工事 一式

④ 工 期 契約締結の翌日から令和 9年3月31日までを予定

(※技術提案による工期短縮は可とする)

(2) 事業費参考額および技術協力業務費上限額

事業費(参考額);70億円(税込)、技術協力業務費(上限額);4.4千万円(税込) ※事業費参考額は、上限拘束力を有するものではなく、工事規模の目安である。

(3) 設計者

設計者:日建設計シビル・日建設計設計共同体

(4) 事務局

\(\pi \) 5 1 0 - 8 6 0 1

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課(四日市市役所4階)

TEL 0.59 - 3.54 - 8.200

FAX 059 - 354 - 8404

Email chuodori-st@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市ホームページ http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/

## 4. 用語等の定義

(1)優先交渉権者

優先交渉権者とは、「I.9.参加資格」を有する特定建設工事共同企業体(以下、「共同企業体」という。)であり、「I.1.事業の目的」を果たすために実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者(技術協力業務受託者)をいう。また、実施設計完了後は、近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事(以下、「本工事」という。)の見積り合わせを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、議会の議決後、工事請負契約を締結する予定の者をいう。

(2) プロポーザル審査委員会

プロポーザル審査委員会とは、近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託優先交渉権者選定公募型プロポーザル審査委員会をいう。本プロポーザルにおいて、優先交渉権者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する。

(3) 三者協議会

三者協議会とは、近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事技術協力協議会をいう。発注者及び設計者並びに優先交渉権者の三者により組織されるもので、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

### 5. 優先交渉権者選定の概要

(1) 選考方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案を求め、技術対話を実施し、技術提案 を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(2) 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、評価点が最も高い者を「優先交渉権者」として選定する。選考にあたっては、学識経験者を含むプロポーザル審査委員会にて審査を行う。なお、プロポーザル審査委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(3)審査の公表

審査の結果は、参加者全員に通知するとともに、参加者全員の名称とその中で評価点の最も

高い者(優先交渉権者候補)と次点者(次点優先交渉権者候補)を四日市市ホームページに公表する。

## 6. 工事請負契約までの過程

工事請負契約の締結までの過程は、以下のとおりとする。

- ① 発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」を、また、優先交渉権者及び設計者と「パートナーシップ協定書」を取り交わし、協議が整った後、優先交渉権者と見積り合わせを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、「近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託」(以下「技術協力業務」という。)の契約を締結する。
- ② 発注者及び設計者並びに優先交渉権者は、三者協議会を組織する。
- ③ 組織された三者協議会において、本プロポーザル及び技術協力業務の期間中に提案された 技術提案等を基に、工法や仕様について協議する。
- ④ 発注者は、工事予算成立後、優先交渉権者と見積り合わせを行い、その金額が発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税額及び地方消費税額を加算した金額をもって工事請負仮契約書を発注者から交付する。
- ⑤ 工事請負契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号 の規定による議会の議決後に、契約を取り交わす。
- ⑥ 優先交渉権者が、優先交渉権者決定後、技術協力業務の契約締結までに、「I.9.参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、基本協定書及びパートナーシップ協定書は締結しないものとする。また、既に基本協定書及びパートナーシップ協定書を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の契約は締結しないものとする。
- ⑦ 優先交渉権者が、技術協力業務の契約締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立 てがなされた、または、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格 停止措置を受け、発注者が、優先交渉権者との本工事の契約について締結の見込みがない と判断した場合は、技術協力業務の契約を解除することがある。また、契約を解除した場 合は、優先交渉権者は、優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ 協定書は、その効力を失うものとする。
- ⑧ 優先交渉権者が、仮契約書交付日から議会の議決までの間に会社更生法又は民事再生法に 基づく申立てがなされた場合のほか、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく 入札参加資格停止措置を受けた場合にあっては、仮契約を解除することがある。
- ⑨ 発注者は、優先交渉権者と基本協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、パートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、仮契約書を交付できない場合及び工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、新たな優先交渉権者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務の委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。なお、優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7. 技術協力業務の概要

(1) 業務名称

近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託

(2)業務委託料の上限額

44,000,000円(税込)

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで ※議会承認後、令和5年1月31日まで延伸予定。

- (4)業務内容
  - ① 計画準備
  - ② 現地踏査
  - ③ 設計内容の確認および課題整理、技術提案
  - ④ 施工計画案の検討・作成
  - ⑤ 技術情報の提出
  - ⑥ 工事費の算定
  - ⑦ 関係機関協議資料の作成
  - ⑧ 報告書の作成
  - ⑨ 打合せ協議
- (5)業務の配置技術者

「I.9.参加資格」の(3)(4)(5)に示す管理技術者及び担当技術者

(6) 支払方法 完了払い

- (7)業務の成果物
  - ① 業務報告書
  - ② 各種技術検証資料
  - ③ 提案に関する成果物
  - ④ 全体工事費内訳明細書
  - ⑤ その他監督職員の指示するもの
- ※成果品の提出については、以下のとおりとする。
- ・電子記憶媒体(CD-R)2部、紙ファイル2部(検査用)を提出すること。
- ・電子記憶媒体の仕様等については、三重県 CALS 電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】 相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cad で読み取り加工できるものとする。
- (8) その他

詳細な業務内容は、技術協力業務特記仕様書を参照すること。

# 8. 実施スケジュール

実施スケジュールは、次表のとおりとする。

なお、スケジュールについて変更が生じた場合は、参加意向申出書の提出があった者に通知するとともに、四日市市ホームページに掲載する。

区 分	項目	日程	
実施要領等公表	実施要領の公表	令和3年12月1日(水)	
実施要領等説明	事前説明会	令和3年12月8日(水)	
参加資格審査	第1回質問受付期間	令和3年12月2日(木)~	
		令和3年12月9日(木)	
	第1回質問回答日	令和3年12月13日(月)	

	参加申込書類提出期間	令和3年12月13日(月)~	
		令和3年12月22日(水)	
	参加資格審査結果通知	令和4年1月7日(金)	
技術等審査	図面等資料の配布期間	令和4年1月11日(火)~	
		令和4年1月13日(木)	
	第2回質問受付期間	令和4年1月14日(金)~	
		令和4年1月21日(金)	
	第2回質問回答日	令和4年1月31日(月)	
	技術提案書等の提出期間	令和4年1月14日(金)~	
		令和4年2月28日(月)	
		17:00 まで	
	第1次審査(書類審査)	令和4年3月9日(水)	
	第1次審査の結果通知	令和4年3月16日(水)	
	第2次審査(ヒアリング審査)	令和4年3月23日(水)	
		※第1次審査上位5者ヒアリング	
	第2次審査の結果通知	令和4年3月25日(金)	
基本協定書	締結		
パートナーシップ協定書	※締結できない場合は「6 ⑨」	令和4年3月(予定)	
	による		
技術協力業務	締結		
委託契約	※締結できない場合は「6 ⑨」	令和4年3月(予定)	
	による		
工事請負契約	仮契約の交付		
	※締結できない場合は「6 ⑨]	令和5年2月中旬(予定)	
	による		
	本契約の締結		
	※締結できない場合は「6 ⑨」	令和 5 年 3 月下旬(予定)	
	による		

# ◆事前説明会について

本プロポーザルの実施に関する事前説明会を次のとおり開催する。

- (1)日時:令和3年12月8日(水)10時から12時
- (2)場 所:四日市商工会議所 1階 会議所ホール (四日市市諏訪町2番5号)
- (3)参加申込:令和3年12月7日(火)15時までに、「近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託 優先交渉権者選定公募型プロポーザル事前説明会参加申込」(様式12)を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。件名は「公募型プロポーザル事前説明会参加申込」とすること。
- (4)参加人数:1事業者又は1団体で2名以内
- (5) 事前申込みのない者の参加は認めない。
- (6)提出先:「3(4)事務局」に同じ

### 9. 参加資格

本プロポーザルの参加者は、参加資格申請までに結成された共同企業体であること。参加要件の 基準日は令和3年12月13日(月)とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

### (1) 共同企業体の構成

共同企業体の構成に関する要件は、次のとおりとする。

- ① 構成員は、3 者とする。
- ② 結成方式は、共同施工方式(甲型)とする。
- ③ 各構成員の出資比率は、最低20%以上とする。
- ④ 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大であること。
- (2) 共同企業体の構成員に共通する参加資格要件

共同企業体のすべての構成員は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和3年度四日市市役所入札参加資格の土木一式工事を有し、共同企業体として以下の資格要件を満たす者。

共同企業体構成	対象ランク又は総合点	住所要件
代表構成員	1200点以上	求めない
第二構成員	Aランクかつ900点以上	四日市市内に本店
第三構成員	Aランク	四日市市内に本店

- ④ 実施要領公表の日から優先交渉権者決定までの期間において、四日市市から入札参加資格停止を受けていない者。
- ⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- ⑦ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者。
- ⑧ 参加申込書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑨ 本工事の設計者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。
  - i) 本工事の設計者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - ii) 代表権を有する役員が設計者の代表権を有する役員を兼ねている者。
- ⑩ 重複して他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。
- ① 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省及び三重県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## (3) 代表構成員の参加資格要件

代表構成員は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。

- ① 土木一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を得ていること。加えて、 許可の更新を少なくとも1回以上行っていること。
- ② 審査基準日が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの経営事項審査結果通知に

おける土木一式工事に係る総合評価値が1,200点以上あること。

- ③ 平成18年度以降に、元請けである単体又は共同企業体として完成・引渡しが完了した以下の全ての工事実績を有すること。
  - ・人口集中地区(DID地区)における橋梁上部工事
  - ・人口集中地区(DID地区)における橋梁下部工事(杭工)
  - ※それぞれの工事実績は、同一工事内に限らず、別工事でも可とする。
- ④ 次の項目を満たす管理技術者を技術協力業務に配置できること。
  - i) 一級土木施工管理技士の資格を有すること。
  - ii) 平成 18 年度以降に、元請けである単体又は共同企業体として完成・引渡しが完了した以下の工事について、監理技術者・現場代理人・主任技術者として関わった経験を有する者であること。
    - ・人口集中地区(DID地区)における土木一式工事
  - iii) 参加申し込みのあった日以前に、所属する建設会社との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- ⑤ 本工事を契約する場合、「I. 6. ④の見積提出日」において、次の項目を満たす監理技術者も専任配置できること。
  - i) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
  - ii) 平成 18 年度以降に、元請けである単体又は共同企業体として完成・引渡しが完了した以下の工事について、監理技術者・現場代理人・主任技術者として関わった経験を全て有する者であること。
    - ・人口集中地区 (DID 地区) における橋梁上部工事
    - ・人口集中地区(DID地区)における橋梁下部工事(杭工)
    - ※それぞれの工事実績は、同一工事内に限らず、別工事でも可とする。
  - iii) 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
  - iv) 現場代理人と監理技術者は、基本的に別配置とするが、兼ねることができる。
- (4) 第2構成員の要件
  - 第2構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。
    - ① 土木一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を得ていること。加えて、 許可の更新を少なくとも1回以上行っていること。
    - ② 入札参加資格者名簿において業種「土木一式」で登録され、格付けがAランクであること。
    - ③ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの経営事項審査結果通知における土木一式工事に係る総合評価値が900点以上あること。
    - ④ 四日市市内に本店を有すること。
    - ⑤ 次の項目を満たす担当技術者を技術協力業務に配置できること。
      - i)一級土木施工管理技士の資格を有すること。
      - ii) 四日市市の技術者名簿に登録があること。
    - ⑥ 本工事を契約する場合、I. 6. ④の見積提出日において、次の項目を満たす担当技術者を専任配置できること。
      - i)一級土木施工管理技士の資格を有すること。
      - ii) 四日市市の技術者名簿に登録があること。
      - iii) 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (5)第3構成員の要件
  - 第3構成員の要件は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。
    - ① 土木一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を得ていること。加えて、

許可の更新を少なくとも1回以上行っていること。

- ② 入札参加資格者名簿において業種「土木一式」で登録され、格付けがAランクであること。
- ③ 四日市市内に本店を有すること。
- ④ 次の項目を満たす担当技術者を技術協力業務に配置できること。
  - i) 一級土木施工管理技士の資格を有すること。
  - ii) 四日市市の技術者名簿に登録があること。
- ⑤ 本工事を契約する場合、I. 6. ④の見積提出日において、次の項目を満たす担当技術者を専任配置できること。
  - i) 一級土木施工管理技士の資格を有すること。
  - ii) 四日市市の技術者名簿に登録があること。
  - iii) 所属する建設会社との間に3か月以上の直接的な雇用関係があること。

### Ⅱ.参加表明

### 1. 参加資格審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書類を作成し、下記に示す提出期間に事務局に 提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格審査を行い、技術提案等審査に進むものを選 定する。

# (1) 提出期間

令和3年12月13日(月)から令和3年12月22日(水)の平日午前9時から午後3時までに事務局窓口に提出すること。

## (2)提出方法

事務局窓口まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、提出期間に事務局必着とする。

### (3) 提出書類

参加申込書類は以下のとおり。

① **\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*** 

(	1) 参加怠向甲出書	(様式 1-1)
(	② 参加資格要件チェックリスト	(様式1-2)
(	③ 代表構成員の同種工事の施工実績	(様式2-1)
(	④ 代表構成員の施工実績 A	(様式2-1-1)
(	⑤ 代表構成員の施工実績 B	(様式2-1-2)
(	⑥ 代表構成員の施工実績 C	(様式 2-1-3)
(	⑦ 代表構成員の管理技術者の経歴等	(様式2-2)
	⑧ 代表構成員の管理技術者の施工実績	(様式 2-2-1)
(	⑨ 代表構成員の受賞歴	(様式2-3)
(į	⑩ 構成員の担当技術者の一覧	(様式 3)
(1	⑪ 共同企業体協定書(甲型)	(様式 9-1)
(1	② 委任状・使用印鑑届	(様式 9-2)

# 2. 参加資格審查結果通知

参加資格審査の結果は、令和4年1月7日(金)付けの書面により申請者に通知するとともに、 参加意向申出書に記載されたメールアドレスにも通知する。

### 3. 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、事務局に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、審査結果の通知の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面(任意様式)により市長に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面により行う。

- (3) その他
  - (1) による書面は、事務局窓口まで持参とする。

## Ⅲ. 図面等資料の配布

本プロポーザルに参加する資格があると認められた者には、近鉄四日市駅周辺等整備基本設計図面等の本プロポーザルに関する資料を、DVD-Rにて配布する。

資料の配布を希望する者は、事前に事務局に受領希望日を連絡すること。なお資料受領の際には、 秘密保持に関する誓約書(様式7)を提出すること。

(1)配布期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月13日(木)の平日午前9時から午後5時まで。

(2)配布場所

事務局の窓口

### Ⅳ. 技術提案書類及び電磁記録媒体の提出について

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、 工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

参加者は、技術提案書類及び電磁記録媒体 ((様式5-1)~(様式6)) に参加資格審査結果通知書の写しを添えて提出すること。

なお、技術提案書類等については、「近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技 術協力業務委託優先交渉権者選定公募型プロポーザル 参加申込書類・技術提案書類及び電磁記 録媒体作成要領」に基づき作成すること。

- (1) 提出方法 : 持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る、提出期間必着)
- (2) 提出場所 :四日市市役所 都市整備部 市街地整備・公園課
- (3) 提出期間 : 令和4年1月14日 (火) ~ 令和4年2月28日 (月)

期間中の土・日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後5時まで。

(4) 技術提案書類及び電磁記録媒体

技術提案書類及び電磁記録媒体作成要領に基づき作成すること。

- ① 技術提案書(表紙) ・・・・・・・・・・・・・・・・(様式5-1)
- ② 技術協力業務の実施方法・・・・・・・・・・・・・・ (様式5-2)
- ③ 技術協力業務の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・ (様式5-3-1)
- ④ 施工管理段階の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式5-3-2)
- ⑤ 四日市市内の建設事業者の活用方法・・・・・・・・・ (様式5-3-3)
- ⑥ 技術提案内容(特定テーマi)・・・・・・・・・・・(様式5-4-1)

- (7) 技術提案内容(特定テーマii)・・・・・・・・・・・(様式5-4-2)
- ⑧ 技術提案内容(特定テーマiii)・・・・・・・・・・・・・・・(様式5-4-3)
- ⑨ 技術提案内容(補足説明資料)・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)
- ⑩ 参考見積書(技術協力業務)・・・・・・・・・・・・・ (様式6)

## V. 質問及び回答

## 1. 第1回質問及び回答(参加資格等に関すること)

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問・回答書(様式  $4-1 \sim$  様式 4-6)により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び業務の実施に必要のない内容に関する質問は受け付けない。

### (1) 提出期間

令和3年12月2日(木)から令和3年12月9日(木)の平日午前9時から午後5時まで。 ただし、最終日については午前9時から正午までとする。

### (2) 提出方法

質問・回答書に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のワードまたはエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【会社名】近鉄四日市駅周辺整備工事に関する優先交渉権者選定公募型プロポーザル(第1回質問書)」とすること。また、送信後、確認のため(1)の時間内に事務局に電話連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

令和3年12月13日(月)に四日市市ホームページに掲載する。

### (4) その他

参加資格申請に関する質問は第1回質問期間のみ受け付ける。質問への回答は、プロポーザル実施要領の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名が分かるものは記載しないこと。

## 2. 第2回質問及び回答(技術提案等に関すること)

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問・回答書(様式  $4-1 \sim$ 様式 4-6)により提出すること。ただし、審査に支障をきたす質問及び業務の実施に必要のない内容に関する質問は受け付けない。

# (1) 提出期間

令和4年1月14日(金)から令和4年1月21日(金)の平日午前9時から午後5時まで。 ただし、最終日については午前9時から正午までとする。

### (2) 提出方法

質問・回答書に記載の上、事務局にマイクロソフト社製のワードまたはエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、「【会社名】近鉄四日市駅周辺整備工事に関する優先交渉権者選定公募型プロポーザル(第2回質問書)」とすること。また、送信後、確認のため(1)の時間内に事務局に電話連絡すること。

### (3) 質問に対する回答

令和4年1月31日(月)に四日市市ホームページに掲載する。

### (4) その他

質問への回答は、プロポーザル用設計図書の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、 質問内容で会社名が分かるものは記載しないこと。

# VI. 審查方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加意向申出者(以下、「参加者」という。)から「技術提案書類」の提出を求めたのち、「近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託優先交渉権者選定公募型プロポーザル審査要領」に基づいた審査方法で実施する。

審査については、近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託優先 交渉権者選定公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において行う。 なお、審査委員会は、学識経験者等3名、本市職員のうちから4名の合計7名で構成するもの とするが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しない。

## (1) 第1次審査

参加者から提出された「参加申込書類」及び「技術提案書類及び電磁記録媒体」について 書類審査を行う。その上で、参加者が6者以上いる場合には、第2次審査対象者(上位5 者)を選定する。なお、参加者が5者以下の場合は、全ての参加者を第2次審査対象者とす る。

## (2) 第2次審査

第2次審査対象者に対して、提出された「技術提案書類及び電磁記録媒体」に基づいてヒアリング審査を行い、第1次審査と第2次審査における得点を合計した総合得点の最も高い審査対象者を「優先交渉権者候補」、その次に総合得点の高い審査対象者を「次点優先交渉権者候補」として特定する。

なお、各審査における得点、または総合得点が同点の場合は、別に定める「近鉄四日市駅 周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務委託優先交渉権者選定公募型プロポー ザル評価項目、評価基準及び配点」に従って、選定を行う。

#### (3) 審查結果

第1次及び第2次審査の結果は、それぞれ令和4年3月16日(水)、令和4年3月25日(金)付けの書面(様式12)により、各審査の対象者に通知する。

### **WI**. ヒアリングについて

事前に提出された技術提案書類及び電磁記録媒体に基づくヒアリング審査を実施する。

- (1) 実施日時等: 令和4年3月23日(水)※詳細な日程・場所は、改めて通知する。
- (2) ヒアリングの時間等

ヒアリングは30分以内のプレゼンテーション後、約30分間の審査委員会の委員による 質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの準備・撤収作業にかかる時間は合計5分以 内とする。

(3) ヒアリング出席者

出席者はパソコン等操作者を含め合計 5 名以内とする。なお、ヒアリング出席者の氏名を 記載した一覧(任意様式)を、ヒアリング実施日前日の午後3時までに市街地整備・公園課 に提出すること。

### (4) その他

- ①審査は非公開とし、技術提案書類等の受付順で行う。
- ②技術提案書類等に係るプレゼンテーション及び質疑に対する応答は、配置予定の管理技術者が行うこと。

- ③ヒアリング時の説明は、提出した技術提案書類及び電磁記録媒体((様式5-1)~(様式6)、任意様式及びDVD-R/RW)を使用することとし、プロジェクターを使用した資料の説明も可とする。ただし、提出した企画提案書類及び電磁記録媒体以外の資料を使用した場合は、本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。また、ヒアリング時に追加資料があった場合も同等とする。
- ④資料を説明する際に用いるパソコン及びプロジェクターは参加者各自が用意すること。 スクリーンは担当部署が準備したものを使用すること。
  - ・スクリーン (画面寸法【1.62m × 1.21m】)
- ⑤審査時に企業名等が特定できるような衣類やバッチ等は身につけないこと。
- ⑥その他、ヒアリングに係る留意事項については、第1次審査結果の通知書と合わせて通知 する。

### Ⅷ. 契約手続き等

審査の結果により特定された優先交渉権者候補から見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点優先交渉権者候補と契約の交渉を行う。 なお、契約時に配置する技術者については、「I.9.参加資格」における配置予定技術者とする こと。

## IX. その他

### 1. 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。

## 2. 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」(様式8)を提出すること。

## 3. 本プロポーザルにおける公表、非公表の範囲

- (1) 事前公表の範囲
  - ① 審査委員会の構成(学識経験者3名、市職員4名の計7名)
- (2) 事後公表の範囲
  - ① 審査委員の氏名
  - ② 参加者名称
  - ③ 審査結果の講評
  - ④ 優先交渉権者候補、次点優先交渉権者候補の名称 ※順位については、問い合わせのあった参加者にのみ、当該参加者の順位をお知らせします。
- (3) 非公表の範囲
  - ① 参加意向申出書(添付する資料等)
  - ② 技術提案書等(添付する資料等)
  - ③ 参加者の評価点

### 4. 失格条項

### (1) 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。また、優先交渉権者が技術協力業務の契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者としての決定を取り消し、その者とは技術協力業務の契約を締結しない。

- ① 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- ② 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- ③ 技術協力業務の契約締結までの間に、「I.9.参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- ④ 評価委員又は本プロポーザルの関係者に直接又は間接を問わず接触した場合。
- ⑤ その他、評価委員会が不適切と判断した場合。

### 5. 建設予定地の現地視察等

現地説明会は行わない。なお、各参加者の現地視察は可能とする。現地視察を行う場合は、事前に事務局へ連絡すること。

## 6. 費用

参加申込書類及び技術案書類等の作成、ヒアリング等に要するすべての費用は、参加者の負担とする。

## 7. 書類の返却等

提出された書類等の返却は行わない。また、提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

## 8. 著作権

提出された技術提案書類等にかかる著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、第三者の著作物の使用の責は、参加者にすべて帰するものとする。

## 9. 公表、展示

本プロポーザルに関する公表、展示及びその他四日市市が必要と認めるときには、参加者の承諾を得ずに技術提案書類等を無償で使用できるものとする。

### 10. 情報開示

本プロポーザルに係る情報について、情報公開請求があった場合には、「四日市市情報公開条例(平成12年9月29日条例第63号)」に即して取り扱う。

### 11. 補足

その他、必要な事項が生じた場合は審査委員会が別に定めることとする。

## X. 参考資料

四日市市公式サイト (http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/index.html/) 内 https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/1496899743699/index.html で公開

- (1) 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想
  - ·第1回~第6回 近鉄四日市駅周辺等整備基本構想検討委員会 関連資料
  - ・近鉄四日市駅周辺等整備基本構想(資料編含む)
- (2) 中央通り再編関係者調整会議
  - ・第1回~第6回 中央通り再編関係者調整会議 関連資料
  - ・「近鉄四日市駅周辺等整備基本計画中間とりまとめ」 関連資料
- (3) 近鉄四日市駅バスターミナル検討部会
  - ・第1回~第6回 近鉄四日市駅バスターミナル検討部会 関連資料
  - ・「近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針」 関連資料
  - ・「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の策定 関連資料

参加者は本プロポーザルに参加する上で、上記に公開されるこれまでの検討経緯を十分に踏まえて提案を行うものとする。